

（表）

第 号	身 分 証 明 書
<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">写 真</div>	
住 所	氏 名
職 名	生 年 月 日
<p>右は、港湾法第五十六条の五第三項の規定により同法第五十六条の二の二十一第一項に規定する特定技術基準対象施設を管理する者の事務所又は事業場に立ち入ることができる者であることを証する。</p>	
交 付 年 月 日	有 効 期 間
発行機関名	
<div style="border: 1px solid black; width: 50px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">発行機関印</div>	

港湾法抜粋

(報告の徴収等)

第五十六条の五

3 港湾管理者は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、港湾管理者以外の者で特定技術基準対象施設を管理するものに対し、当該特定技術基準対象施設の維持管理の状況に関し報告を求め、又はその職員に、当該特定技術基準対象施設を管理する者の事務所若しくは事業場に立ち入り、当該特定技術基準対象施設の維持管理の状況若しくは当該特定技術基準対象施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

5 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。